



照明や空調等の
省エネ化を支援

令和6年度京都市中小事業者の高効率機器 導入促進事業補助金の募集

京都市では、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、市内の準特定事業者^{※1}を対象に、令和4年度からエネルギー消費量等報告書の提出を義務化しており、これをもとに事業者個別のCO₂排出量や省エネ機器の導入等の情報を事業者へフィードバックしています。

この度、フィードバックを踏まえた事業者の省エネ改修を後押しするため、中小事業者が行う省エネ効果の期待できる高効率機器（空調、換気、照明、給湯設備）の導入に係る費用を支援します。

※1 事業の用に供する建築物（床面積合計が1,000㎡以上）の所有者

1 令和6年度募集概要

(1) 補助対象者（次のア、イのいずれかに該当する事業者）

ア 条例に規定する準特定事業者

イ 京都市内において、既に事業活動を営んでいる中小企業者等^{※2}で、かつエネルギー消費量等報告書を提出できる事業者

※2 中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等

(2) 補助対象設備

高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器

(3) 補助金額等

補助対象経費の1/2、補助上限300万円

(4) 主な補助要件

補助対象設備	補助要件（概要）
高効率空調設備	30%以上の省CO ₂ ^{※3} 効果
高機能換気設備	全熱交換器であること
高効率照明機器	自動調光制御機能を有するLED
高効率給湯機器	30%以上の省CO ₂ 効果

※3 今回省エネの効果が比較できる指標としてCO₂を対象としている。

詳細については、一般社団法人京都知恵産業創造の森のホームページ (https://chiemori.jp/smart/support/y2024/r6_koukouritsukiki.html)にある「京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金募集要項」を御確認ください。

2 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和6年4月30日（火）～ 令和6年6月28日（金）必着

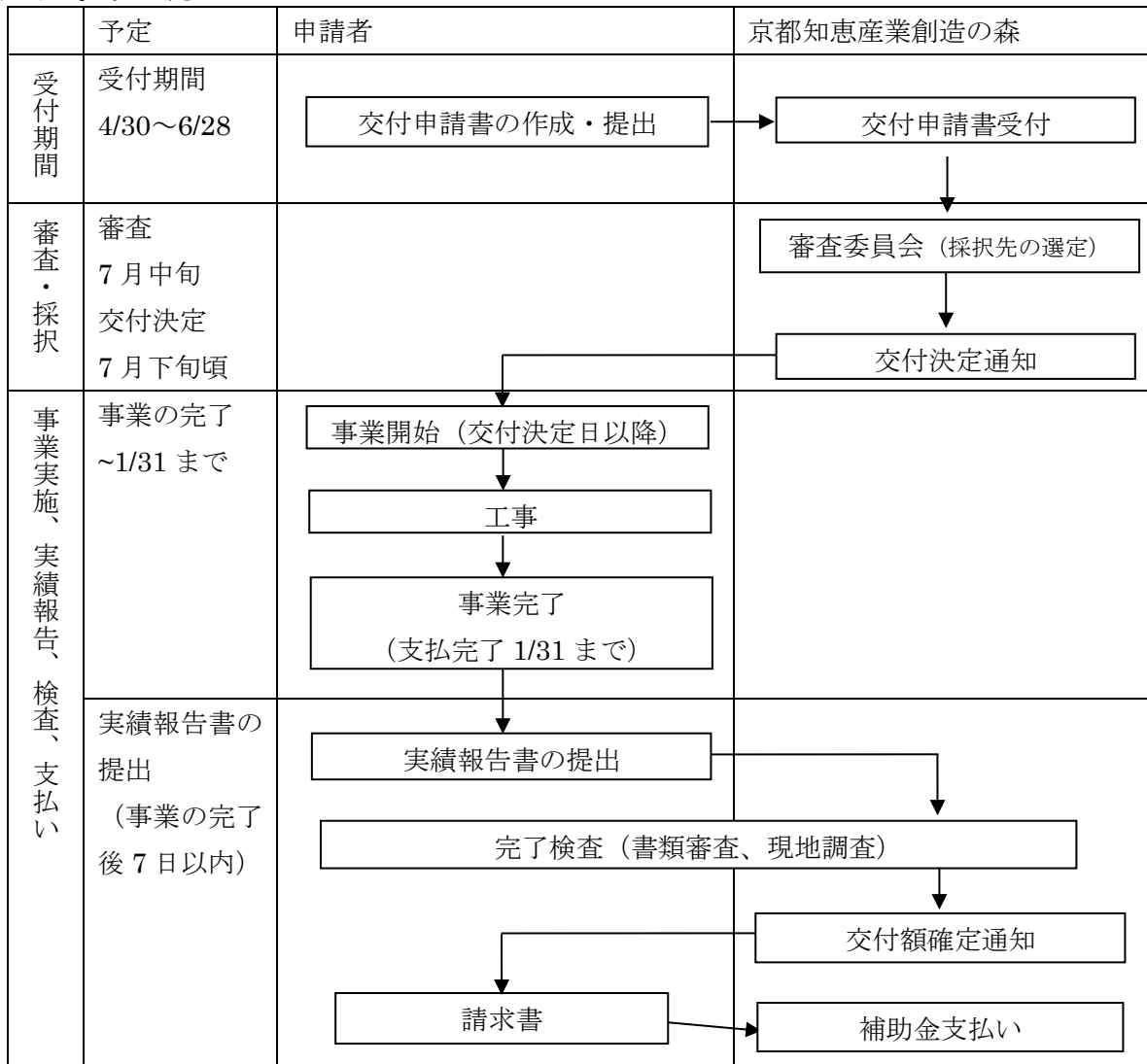
(2) 選定方法

交付申請書をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付先を選定する。

(3) 申請方法

持参又は郵送

(4) 事業の流れ



(5) 申請及び問合せ窓口

一般社団法人京都知恵産業創造の森

・受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

・住所：〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター 3 階

・電話：075-353-2303

・電子メール：smart@chiemori.jp